**令和２年度島根県「明日への消費者活動支援事業」（消費者団体教育機能強化事業）**

**「消費者市民社会」を支える消費生活相談員養成のための**

**社会人学び直し教育プログラム（基礎編）**

**受講生募集要項（１２月開始）**

平成２１年９月施行の消費者安全法第８条第２項により，消費生活相談が市町村の業務としても位置づけられたことを受け，各市町村に消費生活相談員窓口が設置されてきました。しかし，専門資格を持つ相談員は不足しており，地域住民の相談に適切に対応できる法的実務能力を持った人材育成が急務となっています。

本センターでは，消費生活相談員を目指している方をはじめ，消費者市民社会の構築のためにより専門的に消費者問題に取り組まれようとしている社会人の方に対し，島根県内の弁護士の協力を仰ぎ，きめ細かな指導の下で実践的な法学教育を行います。この基礎編では，消費生活相談員にとって特に重要な民法，消費者契約法，特定商取引法，割賦販売法などに焦点を絞り授業を行います。

なお，島根大学松江キャンパスにて講義を行いますが，遠方にお住まいの方や授業を欠席する方，復習のために再度受講を希望する方などのために，オンライン配信（オンデマンド授業）も行います。

**１．対象者**

当該業務を担当されている行政職の方または消費生活相談員の国家資格取得を目指す社会人の方，より専門的に消費者問題に取り組まれようとしている島根県内の社会人の方を対象とします。

**２．履修期間と授業時間帯**

（１）履修期間：令和２年１２月１２日から令和３年２月２７日までの１０講の授業

なお，授業日程が変更になる場合もあります。

（２）授業時間帯：原則，土曜日の１３時から１６時までとします。

**３．授業内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月日 | 講 | 授　業　内　容 | 担　当　講　師 |
| 12/12 | １ | 民法（総則） | なかがわ法律事務所  弁護士　中川 修一氏 |
| ２ | 民法（債権法） |
| 12/19 | ３ | 民法（不法行為法）・製造物責任法 | 熱田・廣澤法律事務所  弁護士　廣澤 努氏 |
| ４ | 消費者契約法 |
| 2/6 | ５ | 割賦販売法 | 吾郷法律事務所  弁護士　西村 信之氏 |
| ６ | 多重債務問題（民事手続法含む） |
| 2/20 | ７ | 特定商取引法（１） | 松江ちどり法律事務所  弁護士　遠藤 郁哉氏 |
| ８ | 特定商取引法（２） |
| 2/27 | ９ | 近年の消費者問題の傾向 | 松江ちどり法律事務所  弁護士　遠藤 郁哉氏 |
| 10 | これからの消費者教育と消費者市民社会 |

**４．募集人員　　２０名程度**

**５．受講会場・受講方法**

（１）受講会場：基本的には，島根大学松江キャンパスを会場としますが，受講生の状況及び遠隔地の受講生に対しては，下記の通り動画共有サービスなどによるオンライン授業により受講できるものとします。また，講義の内容等によっては，学外の適切な施設を会場とする場合もあります。

（２）受講方法：①島根大学での対面授業

②動画共有サービスなどによるオンライン講義

（３）自主学習：受講生には授業後の復習を中心に行ってもらいます。復習のための資料として第一回目の授業時に消費者相談員資格試験の過去問題を配布します。

**６．参考文献**

講義の際に，各担当講師より個別に紹介する。

**７．申請手続**

（１）申請方法

　　　志願者は，所定の申請書類を（４）に提出してください。

　　　郵送する場合は，「簡易書留」郵便とし，封筒に「消費生活相談員養成のための社会人学び直し教育プログラム受講申請在中」と朱書きしてください。

　（２）申請期間

　　　　令和２年９月２３日（水）から令和２年１１月１３日（金）までの土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前９時から午後５時まで。（郵送の場合も１１月１３日（金）午後５時までに必着。）

　（３）申請書類

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 摘　　　　　要 |
| 志願書 | 本センター所定の用紙を使用し作成したもの |

　（４）申請書類提出先

　　　　〒690-8504　松江市西川津町１０６０

　　　　　　　　　島根大学法文学部事務部総務グループ

**８．受講者決定の通知**

　　　本人に文書により通知します。

**９．問合せ先**

　　島根大学法文学部事務部総務グループ

　　　　TEL (0852) 32-9835，6075　 Fax (0852) 32-6125

**１０．その他**

　　　講義の際は新型コロナウイルス感染症防止策をとります。ウイルスの感染状況によっては，対面による講義を中止し，動画共有サービスなどによるオンライン講義のみ行う可能性もあります。そのため，申し込みの際は自宅等にインターネット環境（wifi等）が必要となります。自宅等にインターネット環境のない方は別途ご相談ください。

|  |
| --- |
| 個人情報の取扱い  　提出された書類の氏名，住所等の個人情報については，受講者への連絡のほか，本教育プログラムに係る業務を円滑に行うためにのみ利用します。他の目的に利用し，又は提供することはありません。 |

様式１（志願書）

＊大学記入欄

令和２年度　島根県「明日への消費者活動支援事業（消費者団体教育機能強化事業）

**「消費者市民社会」を支える消費生活相談員養成のための**

**社会人学び直し教育プログラム（基礎編）**

写真貼付欄

**志　　願　　書**令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ  氏名 | 印 | | | | 男　　・　　女 | |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日　生（　　　　歳） | | | | | |
| 連　絡　先 | 自宅住所 | | 〒 | | | |
| 自宅電話 | |  | 携　帯 | |  |
| E-mail  （PC） | | ﾌﾘｶﾞﾅ※ | | | |
| ＠ | | | |
| 勤務先(企業名) | |  | | | |
| 勤務先  住　所 | | 〒 | | | |
| 勤務先  電　話 | |  | | | |
| 最 終 学 歴 |  | | | | | |
| 資　　　　格（取　得　年　月） | | | | | | |
| 年　　月 | |  | | | | |
| 年　　月 | |  | | | | |
| 年　　月 | |  | | | | |
| 年　　月 | |  | | | | |

※「0（ゼロ）」と「O（オー）」，「1（いち）」と「l（エル）」のように区別がつきづらい文字もあるため，

メールアドレスには振り仮名をご記入ください。

資格欄が不足する場合は，任意の別紙（A4）に記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 |  |

|  |
| --- |
| 志望動機・理由（記入にあたっては申請要領の「１．記入要領」を参照してください。）  （400～500字程度） |

**【　申　請　要　領　】**

【１．記入要領】

　申請書類は，以下の各項をご参照の上作成してください。

（１）志願書（様式１）

　　①志願書

・様式１に記載されている全ての欄に記入の上，氏名欄に捺印をしてください。

・連絡先については，最も連絡がつきやすい連絡先（または，自宅と勤務先の両方）を記入してください。なお，現職でない場合には，自宅のみの記入で構いません。また，自宅電話・携帯欄は，固定電話・携帯電話の両方を所有している者は，両方の番号を，固定電話・携帯電話のどちらかを所有している者は，所有している電話の番号を記入してください。

・メールアドレスは，講義資料の送付等に利用するため，パソコンで使用できるアドレスを記入してください。なければ他のアドレスを記入してください。

・写真欄には，上半身・無帽・正面向き・背景無地のもので志願前６ヶ月以内に撮影した写真

（縦４㎝×横３㎝）を貼付してください。

・本プログラムを申請するにあたり，志願者本人の志望動機・理由を記載してください。

　　・志願者は，現在の仕事・活動内容等を踏まえ，新たに学びたいこと，もしくはさらに知識を深めたいこと，さらにそれを活かした将来の活動プラン等をご記入ください。

・記載いただいた内容は，本プログラムの方針や授業内容を検討するための貴重な資料として参考にさせていただきますので，ご了承願います。

【２．申請書類の提出】

（１）提出期限：**令和２年１１月１３日（金）　午後５時　必着**

（２）提出方法：島根大学法文学部事務部総務グループあてに提出してください。

○申請書類は封筒に入れ，「消費生活相談員養成のための社会人学び直し教育プログラム受講申請在中」と朱書し，持参又は郵送（上記日時に必着のこと）してください。

（３）申請書類の請求・提出・問い合せ先：

〒690-8504　松江市西川津町1060

　　　　島根大学法文学部事務部総務グループ

　　　TEL：（0852）32-9835，6075　　Fax：（0852）32-6125

（４）受講者決定の通知：申請者に個別にお知らせします。